

久留米市斎場残骨灰処理等業務仕様書

I 業務概要

本委託業務は、久留米市（以下「甲」という。）が保管する火葬残骨灰（以下「残骨灰」という。）を引き取り、適切な中間処理を施した後、その残骨灰の一部を甲に返還するものである。

併せて、その処理過程において発生する副産物（有価物）の売却益を甲に納入するものである。

II 業務内容

受託者（以下、「乙」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

1 基本的業務

- (1) 残骨灰は残骨と夾雑物等に分別を行い、それぞれ適正な処理を行うこと。
- (2) 分別処理については、関係法令を遵守すること。
- (3) 処理を行った残骨灰のうち、処理後の残骨の1%を甲へ返還すること。
- (4) 処理過程で出た副産物（有価物）については、売却処分を行うこと。

2 分別等の処理

- (1) 残骨灰保管について
 - ① 保管場所から残骨灰が飛散し、流出し、若しくは地下に浸透し、または悪臭が飛散しないよう次に掲げる措置を講じること。
 - ア) 残骨灰は、床が不浸透材料である建築物内の専用区域に保管すること。
 - イ) 残骨灰は大気中に飛散しないよう梱包する等必要な措置を講じ、整理整頓に努めること。
 - ② 保管場所に応じた適正量とし、過剰な量を保管しないこと。
- (2) 分別処理について
 - ① 破碎機、摩砕機、ふるい、ベルトコンベア、バケットコンベア等、乾式で行う施設であっては次に掲げる措置を講じること。
 - ア) 分別処理施設は建築物内に設置すること。
 - イ) 分別処理施設は、フード及び集塵機が設置されているか、又は防塵カバーで覆われていること。
 - ウ) 残骨灰は、飛散防止対策等を行うこと。
 - ② 水洗式破碎施設、水洗式分別施設、沈殿施設等、湿式で行う処理施設にあつては、排水等は、排除基準を遵守のうえ公共下水道へ排除すること。ただし、公共下水道へ排除が困難な場合は、関係法令を遵守し、適正に処理すること。
 - ③ 分別した夾雑物等については、関係法令を遵守し、適正に処理すること。
 - ④ 処理過程で出た副産物（有価物）は、その量を記録すること。

3 残骨の取扱い等

- (1) 残骨の取り扱いについて
 - ① 残骨の抽出は、全体処理量の3%以上とし、処理後の残骨については次に掲げる措置を講じること。
 - ア) 処理後の残骨の1%を久留米市斎場内の供養塔に返還すること。
 - イ) アに掲げる残骨以外は、適正に埋却すること。
 - ② 残骨は、「墓地埋葬等に関する法律」の趣旨に従って取り扱い、周囲の環境を汚染しないよう埋却すること。また、残骨は動物の骨など他のものと混合して埋却する等の遺族感情を損なう取り扱いをしないこと。
 - ③ 分別した残骨は遺族感情に配慮し公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障のないよう埋却すること。

(2) 埋却場について

- ① 残骨を埋却する場所（以下、「埋却場」という。）は、受託した残骨の量に応じた容量を乙の責任のもとに確保すること。
- ② 残骨の流出や災害を防止するため、自重、土圧、水圧、及び地震に対し構造耐力上安全な擁壁等を設けること。また、擁壁等には残骨、地表水、地下水、土壌等の性状に応じた腐食防止のための措置を講じること。
- ③ 擁壁等の安定保持のため、必要である場合は埋却地内の雨水等を排出することができる設備を設けること。
- ④ 地盤の滑りを防止する必要がある場合は、地滑り防止工が設けられていること。
- ⑤ 埋却場の周囲には、地表水が開口部から埋却場へ流入することを防止するため開渠その他の設備を設けること。
- ⑥ 埋却場は杭その他の設備により他と区別し、みだりに人が立ち入ることがないようにその範囲を明らかにしておくこと。
- ⑦ 残骨の最終埋却場であることがわかる立札その他の設備を設けること。
- ⑧ 埋却場は定期的に点検し、擁壁等が損傷する恐れがあると認められるときは、速やかにこれを防止するための措置を講ずること。
- ⑨ 残骨の埋却は土砂と交互に行い、埋却が終了した箇所は50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。
- ⑩ コンクリートなどの不浸透性材質によって残骨と土壌を遮断して埋却する場合は、前各号の基準を緩和し、又は適用しないことができる。

4 その他

- ① 次に掲げる帳簿書類を備付け、甲の求めに応じて提出できる措置を講じること。
 - ア) 有価物量、有価物売却先等を記載した書類
 - イ) その他自主管理を行った書類（水質検査結果、汚泥性状検査結果、騒音測定検査結果等）

Ⅲ 委託数量

- 1 残骨灰；約9t（供養塔内に雑袋で保管）（令和8年12月23日搬出期限時想定量）
- 2 雑袋収納の際に分別保管している鉄類等も含まれる。

Ⅳ 注意事項

1 報告等について

- (1) 乙は、残骨灰の中間処理の方法及び実施場所について甲に事前に報告し、甲の確認を受けること。
- (2) 乙は、残骨灰の処理において生じる残骨や夾雑物等について前号で報告をし、甲の確認を受けた場所以外に搬入し、又は投棄してはならない。
- (3) 乙は、残骨灰の処理において生じる生成物等について、その種類、量及び処理方法等を甲に報告すること。
- (4) 乙は、報告に基づき中間処理を行った施設等の現地確認を受けること。

2 その他

- (1) 久留米市斎場内の駐車スペースから供養塔（残骨灰収納庫）までの約40メートルについては、人が一人通れる程度の幅員しかない上、側溝等有る。
- (2) 計量は、上津クリーンセンターで行い、鉄類は別途計量すること。
- (3) 最終的な総搬出量（契約数量の確定値）は上津クリーンセンターでの計量値とする。

Ⅴ 契約方法等に関する注意事項

- 1 受託業者の決定は、条件付一般競争入札にて行う。

- 2 入札にあたっては、1 トン当たりの残骨灰処理に掛かる経費に予定総処理量（9 トン）を乗じた額から処理過程において発生する有価物の対象処理量 1 トン当たりの有価物収入見込額に予定有価物対象処理量（予定総処理量の 80%：7.2 トン）を乗じた額を差し引いた額をもって入札するものとし、久留米市にとって最も有利な価格を入札した者を落札者と決定する。

なお、入札書には、残骨灰処理費と有価物収入見込額及びその差額を記載した入札金額内訳明細書（別紙様式第 4 号）及び有価物想定含有量表（別紙様式第 5 号）を添付すること。

ただし、残骨灰処理費には最低制限価格を設定しているので、この価格を下回った場合は、有価物収入見込額にかかわらず失格とする。

- 3 契約は、残骨灰処理及び有価物収入納入を一体として契約し、内容はそれぞれに係る 1 トン当たりの単価契約とする。
- 4 金属の精製等にかかる諸費用は、有価物収入額に計上するものとする。

（入札等のイメージ）

- ・処理経費（X 円／t）× 9 t、有価物収入見込額（Y 円／t）× 7.2 t
- ・入 札 （X 円／t × 9 t）－（Y 円／t × 7.2 t）＝Z 円
- ・契 約 処理経費（X 円／t）と有価物収入（Y 円／t）の単価契約
- ・支払い （X 円／t × 総実績処理量）を市が受託者へ支払う。
- ・納 入 （Y 円／t × 対象処理実績量（総実績処理量×0.8））を受託者が市へ納入する。

VI 暴力団排除に関する事項

乙は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- 3 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

VII 障害者差別の解消

受注者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守し、障害者に対し合理的配慮を提供する。

VIII その他

委託契約書及び本仕様書に定めがない事項については、甲乙協議の上決定する。

《参考資料：前回搬出後の各年間火葬体数実績（令和 7 年 12 月 19 日から令和 8 年 8 月 7 日まで）

年度	火葬体数		死産児	解剖体
	12 歳以上	12 歳未満		
令和 7 年	1, 147	1	15	0
令和 8 年	1, 234	2	20	43
合計	2, 381	3	35	43